

勝山市学校業務改善計画

令和8年3月

勝山市教育委員会

目次

1. 趣旨	1
2. 国の働き方改革の取組み	2
(1) 学校における働き方改革の出発点	2
(2) 勤務時間上限ガイドラインの策定	2
(3) 業務量管理の指針と校務DX・部活動改革	2
(4) 持続可能な学校体制と法制度の整備	3
3. 県の働き方改革の取組み	4
(1) 国に先駆けた働き方改革の基盤整備	4
(2) 外部人材活用・部活動改革・教育DXの推進	4
(3) 令和6年度：現場の声をもとにした改善	5
(4) 令和7年度：学校マネジメント強化と職場づくり	5
4. 市の働き方改革の取組み	7
(1) 制度面の基盤整備	7
(2) 県とともに推進した外部人材活用と教育DX	8
(3) 市独自の具体的な取組み	8
(4) 業者委託を取り入れた改善	10
(5) 学校マネジメント強化と職場づくり	11
5. 計画の期間	11
6. 具体的な施策について	12
(1) 教職員及びサポート人材の確保、新たな人材の活用	13
(2) 学校現場における業務の適正化・効率化	13
(3) チームワーク重視の風通しの良い職場づくり	13
(4) 教職員の健康サポート	13
7. 「学校と教師の業務の3分類」に係る施策について	14
(1) 学校以外が担うべき業務	14
(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務	15
(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	16
8. 目標	17
9. 計画の進捗管理	17

1. 趣旨

本市では、平成31年4月に策定した「勝山市学校業務改善方針」に基づき、時間外在校等時間の把握や業務の見直し、外部人材の活用、校務DXや部活動改革などに取り組み、学校現場の負担軽減と働き方改革を進めてきました。その結果、教職員の時間外在校等時間が減少し、勤務環境は大きく改善されました。しかし、県が令和6年度から実施している教職員WEBアンケート等からは、依然として授業以外の業務負担や人手不足といった課題が残っていることが明らかになっています。

この間、国においては、勤務時間の上限に関するガイドラインや業務量の適切な管理および健康確保に関する指針、学校や教師が担う業務の在り方の見直しなどを通して、教員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することの重要性が改めて示されています。さらに、令和7年6月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、文科省から新たに示された指針において、学校や教師の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類し、業務の役割分担が示されました。また、教員の業務量の適切な管理や健康確保を一層徹底するため、教育委員会や学校の責務を明確化し、併せて、時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組みや、業務の見直しを継続的に進めていくことが示されています。

本市では、こうした法改正の趣旨とこれまでの成果・課題を踏まえ、従来「方針」として示してきた学校業務改善の考え方を発展させ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年6月18日公布）に基づいて策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」に該当するものとして、新たに「勝山市学校業務改善計画」を策定しました。本計画において、国や県が示す「業務の3分類」の考え方を生かしながら、市としての考え方や具体的な支援の方向性を明らかにし、学校・教育委員会・地域が連携しながら業務改善を着実に進めることにより、教職員の働きやすさと働きがい高めつつ子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保し、「子どもが主役の教育」をさらに推進していきます。

2. 国の働き方改革の取組み

(1)学校における働き方改革の出発点

国が学校の働き方改革に本格的に取り組むようになったきっかけは、教員勤務実態調査などで教職員の長時間勤務が常態化していることが明らかになったことにあります。授業準備の時間が限られ、子どもたちと丁寧に関わる時間が十分に確保しづらい現状も見えてきました。

こうした背景を踏まえ、平成29年8月に中央教育審議会で「学校における働き方改革に係る緊急提言」が取りまとめられ、教員が健康でやりがいをもって働き、授業や授業準備に時間をかけられるようにするため、学校の業務や働き方を見直す必要が示されました。

(2)勤務時間上限ガイドラインの策定

勤務時間の管理を具体的に進めていくためには、時間外勤務について全国共通の基準を示すことが必要となりました。この課題に対応するため、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)が通知され、月45時間・年360時間という勤務時間の上限が国として初めて示されました。このガイドラインは、教育委員会や学校が勤務時間管理を見直す際の具体的な目安となりました。

(3)業務量管理の指針と校務DX・部活動改革

業務量と健康の両面を踏まえて働き方改革を進めるため、教育委員会としての基本的な方向を示す共通の指針が求められるようになりました。このため、令和2年1月に「教育職員の業務量の適切な管理および健康確保に関する指針」(文部科学省)が告示され、業務量の状況把握や勤務時間管理の考え方、業務の整理・縮減に取り組む際の視点が整理されました。

併せて、令和4年7月の「校務DX推進に関する通知」(文部科学省)、令和5年6月の「部活動の地域移行ガイドラインの策定について」(文部科学省)により、校務のデジタル化や部活動の地域移行を通じて、学校業務の効率化と地域との役割分担を進めていく方向性が示されました。

(4)持続可能な学校体制と法制度の整備

教員のなり手不足や子ども・家庭を取り巻く課題の複雑化が進む中で、これまでの学校と教員の努力だけに頼るのではなく、学校の体制を見直す必要性が高まってきました。こうした状況を受け、令和6年8月には中央教育審議会「持続可能な学校指導・運営体制に関する答申」がまとめられ、教員が中核的な役割に専念できるよう、組織体制の見直しや外部人材の活用、地域との連携の在り方などが示されました。

さらに、令和7年6月の「公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正の公布について」、同年9月の「業務量の適切な管理・健康及び福祉の確保を図る指針の改正」や「改正法施行に伴う関係政令の整備について」（いずれも文部科学省）により、業務量の管理と健康確保に関する取組みを法令面から支える枠組みが整えられてきました。

3. 県の働き方改革の取組み

(1)国に先駆けた働き方改革の基盤整備(平成28年度～令和5年度)

福井県では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中で、国に先駆けて勤務時間や業務量の見直しを進めてきました。平成28年度から全教職員の在校等時間を把握し、時間外勤務が多い教職員への面談などにより、勤務時間管理の改善に取り組んできました。

こうした状況や教員勤務実態調査の結果を踏まえ、県では、平成31年2月に「福井県学校業務改善方針」を策定し、教職員の業務改善と働き方改革の基本的な方向を示しました。その後、令和元年には給特法の一部改正（令和元年法律第72号）が行われ、令和2年1月には業務量管理に関する国の指針が告示（文部科学省）されました。

また、令和2年度には「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、在校等時間の上限管理や健康確保に関する県教育委員会の役割を明確にしました。これらの方針・規則は、その後に策定された「第3期 福井県教育振興基本計画」と連動し、教職員が専門性を発揮できる環境づくりの基盤となってきました。

(2)外部人材活用・部活動改革・教育DXの推進

制度面の整備と並行して、教職員の負担を軽くする取組みも進めてきました。平成28年度からは事務作業などを補助する学校運営支援員を配置し、平成29年度からは部活動指導員の配置を開始するなど、外部人材の活用を進めてきました。また、部活動休養日の設定や部活動数の見直しに加え、複数の教員や部活動指導員で負担を分け合い、教員が部活動の時間に校務や授業準備に充てられる時間の確保を図ってきました。

ICTの面では、平成29年度に県立学校向けの統合型校務支援システムを整備し運用を開始しました。併せて、市町の小中学校についても、県内でシステムを統一する方向で校務支援システムの導入を支援し、成績処理、児童生徒情報の管理など校務の効率化を図ってきました。令和4年度以降は、1人1台端末やデジタル教材、デジタル採点システム、オンライン会議等の活用を進め、教員の負担軽減と教育の質の向上を目指しました。

さらに、令和4年度から業務改善検討委員会を設置し、勤務実態調査の結果や学校現場の取組状況を踏まえながら、業務の見直しや外部人材・DX教育の効果的な活用方策について検討し、県全体としての業務改善の方向性を整理しました。

こうした様々な取組みにより、教職員の時間外在校等時間は大幅に減少し、勤務状況は大きく改善されました。

【各年度 時間外在校等時間月80時間以上勤務者の延べ人数】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
9,999人	5,281人	3,744人	1,012人	542人	320人

(3)令和6年度:現場の声をもとにした改善

令和6年度には、業務改善の共通テーマとして「子どもと向き合う時間」と「教職員のウェルビーイング」を掲げ、授業づくりと働き方の両面から見直す取組みの方向性を示しました。併せて、県立学校における校務支援システムや教職員用端末の更新など、業務改善につながる環境整備も進めました。また、人手不足の緩和に向けて、教員免許を取得しながら教職に就いていない方を対象とした説明会を開催しました。

8月には教職員WEBアンケートを実施し、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」などの状況を把握しました。結果は「ふくい教育ミライレポート」として整理し、仕事のやりがいは児童生徒の成長の実感や感動の共有などにあり、働きやすさを妨げている主な要因は授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務などにあることが分かりました。

さらに県内各地で開催した「ふくい教育ミライ会議」では、若手教員や管理職、専門スタッフなど多様な立場の関係者と意見交換を行い、子どもの学びを支えながら働きがいと働きやすさを両立させるために必要な取組みについて、今後の方向を整理しました。こうした成果を踏まえ、「第4期 福井県教育振興基本計画」では、教職員の働きがいと働きやすさの両立を働き方改革の柱として位置付けました。

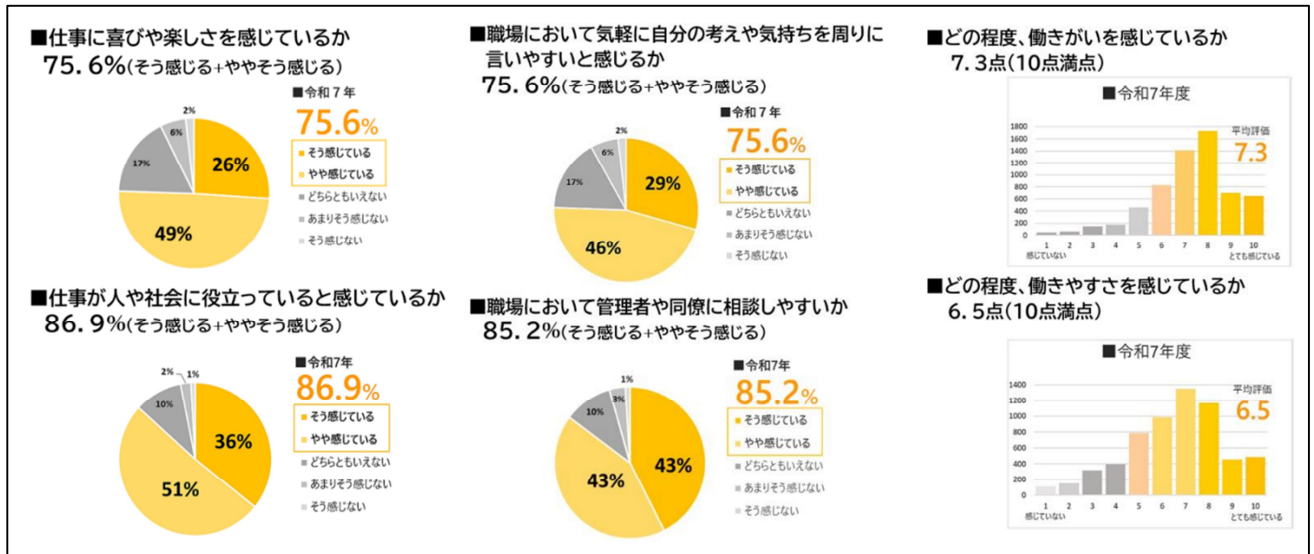
(4)令和7年度:学校マネジメント強化と職場づくり

令和7年度には、「第4期 福井県教育振興基本計画」が掲げる「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」「持続可能な学校運営」の考え方を踏まえ、チームで進める学校運営と「風通しのよい職場づくり」に重点的に取り組みました。

令和7年度も教職員WEBアンケートを実施し、令和6年度との比較ができる形で、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」に加え、「自分の考えや気持ちを言いやすいか」「管理職や同僚に相談しやすいか」といった項目を設けました。ミライレポートでは、多くの教職員が仕事の喜びや社会への貢献を実感していること、相談しやすい職場ほど「働きがい」働きやすさが高いことなどが示され、日常的な声かけや意見交換を大切にする「風通しのよい職場づくり」の方向性を改めて確認しました。

また、学校を支える人材の層を厚くするため、新たな人材配置として「教職魅力発信ディレクター」、「学校経営アドバイザー」、「教育人材コーディネーター」を配置しました。さらに、県PTA連合会・県高等学校PTA連合会との連名文書により、登下校の見守りや学校行事の運営などについて家庭・地域との役割分担と協力を呼びかけ、学校・家庭・地域が一体となって教職員の働き方改革を支える体制づくりを進めました。

【令和7年度教員WEBアンケートの結果】(回答教職員数:6196人)



4. 市の働き方改革の取組み

(1)制度面の基盤整備（平成28年度～令和5年度）

本市では、県とともに平成28年度から全教職員の在校等時間を把握しています。当時は、時間外在校等時間が月100時間以上の教職員が毎月5～6人（教職員の3.2%）存在し、月150時間以上の教職員もいました。そこで、時間外勤務が多い教職員には管理職が面談し、業務の工夫や校務分掌の見直しなどを行い、勤務時間と業務量の改善を進めてきました。

また、教職員勤務実態調査の結果を踏まえ、市町教育長会議での意見交換や校長会での協議を重ねながら検討を進め、平成31年4月に「勝山市学校業務改善方針」を策定し、教職員の業務改善と働き方改革の基本的な方向を示しました。

その後、令和元年には給特法の一部改正（令和元年法律第72号）が行われ、令和2年1月には業務量管理に関する国の指針が告示（文部科学省）されました。令和2年1月の文部科学省告示を受け、令和2年に、県より「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」が制定され、在校等時間の上限管理や健康確保に関する県教育委員会の役割が明確になり、本市も、令和2年3月に教員の時間外在校等時間の上限に関する「勝山市教育委員会が行う勝山市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定しました。

【規則の概要】

- ・学校の教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - 1 1箇月について45時間
 - 2 1年について360時間
- ・教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - 1 1箇月について100時間未満
 - 2 1年について720時間
 - 3 連続する複数月の平均時間80時間
 - 4 1箇月45時間を超える月数について年間6箇月

さらに、令和2年度より、全小中学校において、夏季休業中の8月12～16日の5日間を学校閉庁日と設定しました。

(2)県とともに推進した外部人材活用と教育DX（平成28年度～令和5年度）

制度面の整備と並行して、本市では国や県の支援を受けて、全小中学校に平成28年度から教員の事務作業等を補助する学校運営支援員を、平成29年度からは教員に代わって単独で部活動の指導等ができる部活動指導員を配置するなど、外部人材の活用を進めてきました。部活動休養日（平日1日、土日1日）の設定や複数の教員担当制など部活動数の見直しを行い、教員が部活動の時間に校務や授業準備ができるように工夫しました。また、特別支援教育支援員、低学年生活支援員、少人数指導員、個別教育支援員、登校支援員、学校運営支援員（平成29年度～）等多くの支援員を配置し、外部人材の活用方策について検討し教育環境の充実並びに教職員の負担軽減に努めています。さらに、総合的な学習の時間をはじめ授業にも外部人材を講師として招き、専門家の話を聞いたりキャリア教育を学んだりして教職員の負担を減らしています。

ICT機器の面では、平成28年度から全小中学校に配備したオンライン授業や研修システムを活用し、研修や会議による出張の負担軽減を図っています。また、県が平成29年度から県立学校や市町の小中学校についてシステムを統一する方向で支援している校務支援システムC4thを早い段階で導入し、校務の効率化を図ってきました。指導要録の記載など学習評価をはじめとした業務の効率化はもちろん、C4th Home&Schoolを学校だよりの配信並びにアンケート集計や保護者の欠席連絡に活用し、学校業務のDX化にも取り組みました。また、教職員のC4th連絡掲示板も利用しています。

さらに、令和4年度以降は、1人1台端末やデジタル教材を活用し、他校との交流授業やデータの共有化等を進め、教職員の負担軽減と教育の質の向上を目指しています。ICT機器の効果的な活用方策について検討し、市全体としての業務改善の方向性を整理し、さらなる活用に取り組んでいます。

(3)市独自の具体的な取組み（平成28年度～令和5年度）

本市では、平成28年度から市教委が校長会を通して積極的に働き方改革を推進しています。平成29年度からは校長会の中に働き方改革部（現在の学校業務改善部）が設置され、教職員アンケートを実施して幅広い教職員の声を聞き、具体的な学校現場の取組状況を踏まえ協議を重ね、教職員の長時間勤務の改善を図るための取組みを行ってきました。

①教職員の勤務時間管理(平成28年度～)

毎日の勤務時間を記録し、時間外在校等時間が月80時間を継続的に超える教職員がいれば校長が面談を行い、業務の進め方について個別指導を実施してきました。

②校時表の見直しと時間割の工夫(平成28年度～)

登校時間を遅らせ下校時間を早くし、掃除なしの日を設定するなどして、放課後の時間を確保しました。また、毎日手すきを1時間以上とれるように時間割を工夫したり、手すきの時間を揃えて学年会ができるようにしたりしました。

さらに、職員朝礼や終礼の回数を減らし、教職員がそれぞれの業務を行う時間を増やしました。小学1年生の給食開始を学校に慣れた10日目頃から給食を行うことにより放課後の教材準備の時間が確保できました。学校全体でも、1085時間を超えないように授業時数の管理を徹底し、学期のはじめや終わりは6校時をカットして下校時間を早め、退勤時間が遅くならないようにしました。

③当番制やチームによる業務の削減(令和3年度～)

給食指導や配膳、下校指導等担任全員が行っていた仕事を曜日ごとに当番で交替制にしました。

また、中学校の中間考査や期末考査を同じ日に揃えて、問題作りを学校ごとの当番制にしました。さらに、中学校では学年部会、小学校では低学年部会・高学年部会等チームになることにより、複数の教職員から解決のアイデアが集まり、一人で抱え込んだり、遅くまで残って仕事をしたりすることが減りました。

④行事や会議の精選(平成28年度～)

各校で、学校やPTAの行事を見直しました。マラソン大会等年2回の行事は年1回にして回数を減らしたり、体育大会等1日開催のものは半日にしたりするなど精選しました。期日については、授業参観や保護者会を土日曜日だけでなく、一部平日にも行うようにしました。内容についても、縦割り活動や児童会や生徒会活動を活用して準備時間が短くなるように工夫しました。PTA行事の地区懇談会を削減し、地区ごとの登下校のことは各地区で協議し、その結果を学校まで報告することにしました。

また、教職員やPTAの会議の回数や時間が短くなるよう工夫し、資料はペーパーレス化に努めました。

⑤授業内容の改善（令和4年度～）

教材はクラウドで共有することにより、ゼロから一人で授業の準備をする時間が削減できました。ロイロノート等の活用で子どもたちの考えや意見を早く知ることができました。

「子どもが主役の教育」をめざし、子どもに委ね子どもを主役にしたこども主体の授業で、子どもたちが考える時間や調べる時間を十分確保するため準備物を精選することにより、印刷等の時間や準備物を前もって用意しておく時間が減少しました。業務の軽減により子どもたちの話を聞いたり話をしたりする時間がうまれ、問題行動の未然防止や保護者からの信頼を獲得し、その結果、教職員の安定した勤務環境につながっています。

⑥勤務体制の改善や休暇を取得しやすい雰囲気づくり（令和4年度～）

夏季休業中に部活動を行う際に、テニスや野球部等外で活動する場合、熱中症防止のため気温が低い早い時間に活動を始め早い時間に終わることとし、教職員の勤務時間もそれに合わせ通常より早出し、早く退勤することにしました。

また、PTA会議やケース会議は保護者が仕事を終えてから開催するため、勤務時間を超過するため、次の日は遅出し朝の会や1校時を教頭や教務が代理をするなど工夫している学校があります。また、PTA会議やケース会議が始まる前に一度退勤し、会議までに戻る途中退勤等の工夫をしました。

さらに、放課後の時間確保のため日直業務の一部を管理職が行ったり、年休や特休等を取得しやすい職場づくりを心がけたりしています。

(4)業者委託を取り入れた改善（令和6年度）

令和6年度には、全小中学校の水泳の授業並びに小学校の夏季休業中のプール開放について市営温水プールを活用し業者委託をして、市教委が計画やバスの発注をまとめて行いました。専門のコーチによる指導で児童生徒の泳力が向上し、保護者からも好評を得ています。プールや関係機械室等の管理、プール清掃、プール当番、水質管理を学校で行う必要がなくなり、担当者の負担が大きく軽減されました。

(5)学校マネジメント強化と職場づくり（令和7年度）

①さらなる意識改革

令和7年度には、県が掲げる「第4期 福井県教育振興基本計画」「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」「持続可能な学校運営」の考え方を踏まえ、チームで進める学校運営と「風通しのよい職場づくり」に重点的に取り組みました。

県の教職員WEBアンケートの結果を令和6年度と比較し、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」という視点と、今年加わった「自分の考えや気持ちを言いやすいか」「管理職や同僚に相談しやすいか」の項目についても確認しました。ミライレポートでは、多くの教職員が仕事の喜びや社会への貢献を実感していることや、相談しやすい職場ほど「働きがい」「働きやすさ」が高いことなどが示されており、日常的な声かけや意見交換を大切にする「風通しのよい職場づくり」の方向性を改めて確認しました。昨年に引き続き、県のミライレポートの研修会に若手教職員が参加しました。

また、「働きがい」「働きやすさ」という視点から時間の使い方を考える「先生の幸せ研究所ワークショップ」を勝山市で行い、全小中学校の管理職1名以上が参加し、各校で伝達研修会を開催し、業務改善の意識をさらに高めています。

②市教育委員会からの業務削減

他市町の教育委員会の取組みも参考にしながら、提出物や指導主事訪問のあり方について見直しを行いました。

まず、指導主事訪問における研究授業を年1回とし、新採用の研究授業も初任研と重ねて年1回としました。また、提出物については、学校教育計画や研究実践記録集の冊子印刷による提出を廃止しデータで共有することにより、印刷物の削減を図りました。

さらに、従来、学校ごとに行われていた地区座談会についても廃止しました。

5. 計画の期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間

6. 具体的な施策について

本市は、教職員の働きがいと働きやすさを高め、風通しのよい職場をつくり、チャレンジする教職員を応援することにより、教職員が心身にゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにすることを目指しています。これまで整理してきた国・県の動向や現状、「第4期福井県教育振興基本計画」との整合を踏まえ、引き続き教職員一人ひとりを大切にする働き方改革を推進します。

本計画において、県、学校、家庭、地域と連携し役割分担しながら、教職員が力を発揮し続けられる環境づくりを進めていきます。

<目的>

教職員の「働きがい」と「働きやすさ」を向上・両立する。

<目標>

教職員がゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにする。

時間外在校等時間 月45時間以内 年360時間以内

<方法>

国・県教育委員会・勝山市・学校・保護者・地域 等 教育に関わる全ての関係者が連携し、役割分担する。

教職員一人ひとりを大切にする「働き方改革」の推進

【市の方向性】

- 教員が心身ともにゆとりをもって子どもと向き合えるよう、さらなる学校業務の簡素化や改善を進め、働きがいと働きやすさを両立する「働き方改革」を推進します。
- 教員・サポート人材の確保の推進や、新たな人材の活用・配置等により、教職員の負担軽減を図ります。
- 教員が周りの理解や支援を得ながら、安心して教育活動に専念できるよう、自由に意見を言い合える風通しのよい職場づくりや、個々の教員に負担や責任が集中しない組織づくりを推進します。
- 授業改善や働き方改革等に積極的に取り組めるよう、教職員の資質・能力の向上や心身の健康管理に取り組めます。

【主な施策】

(1)教職員及びサポート人材の確保、新たな人材の活用

- ・ 県の低学年生活支援員(31人以上)等の配置や小学校における教科担任制の導入、市の低学年生活支援員(21人以上)や特別支援教育支援員等の配置を推進します。
- ・ 県の産休育休等代替教職員の配置により、安心して産休や育休が取得できる職場環境づくりや男性の教職員の育休取得を促進します。
- ・ 学校運営支援員や部活動指導員等の外部人材の配置等により、教員の負担を軽減します。

(2)学校現場における業務の適正化・効率化

- ・ 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校行事等の業務精選を推進します。
- ・ 校務支援システムC4thや生成AIの実践的な活用の促進等、校務DXを推進します。
- ・ 部活動地域展開や、研修・調査やPTA活動等の精選等を推進し負担軽減を図ります。
- ・ 「ふくいの教育ミライレポート(働き方改革)」「GGK(学校業務改善)ニュース」を参考に各学校の業務改善を推進します。
- ・ デジタル教材やICT機器を活用し、教職員の働き方改革を推進します。

(3)チームワーク重視の風通しの良い職場づくり

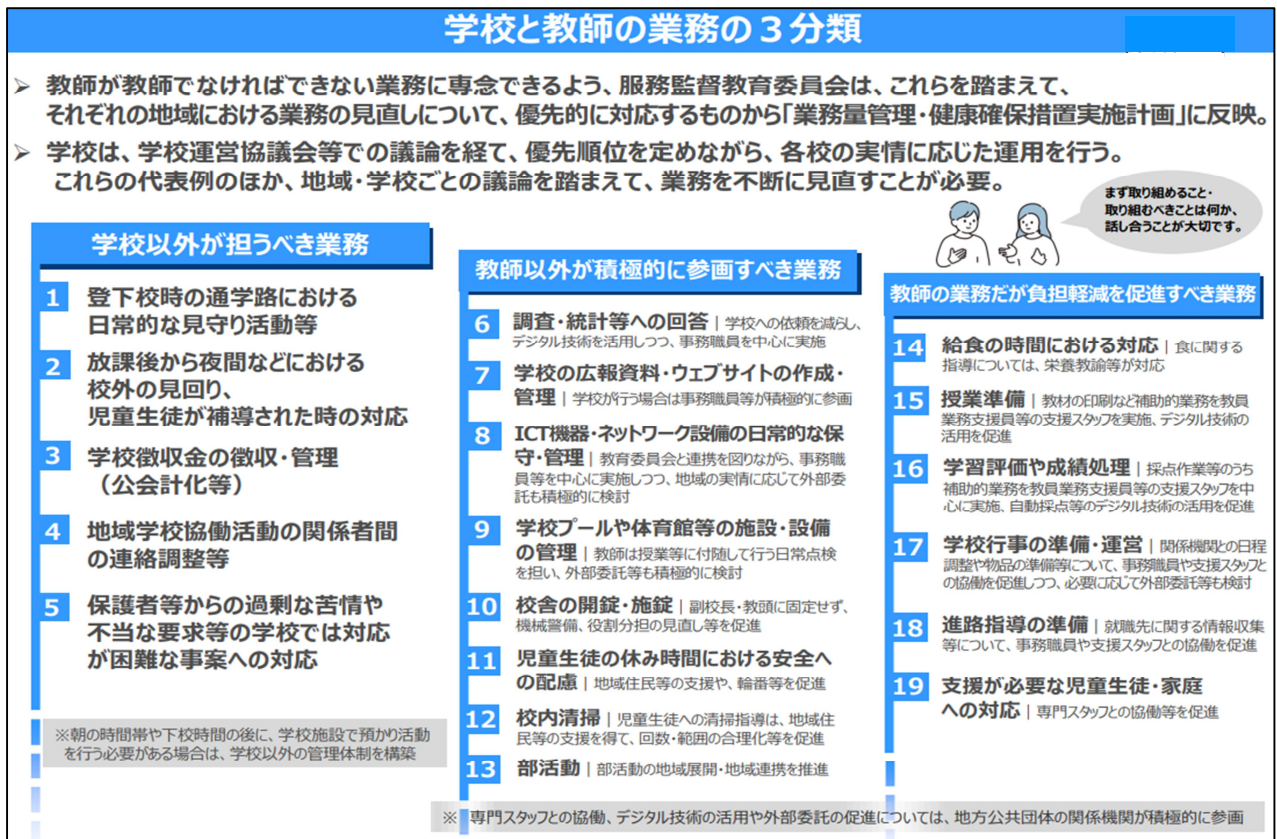
- ・ 時代の変化を見越した授業や行事等、教員の意見を反映した学校経営改革を推進します。
- ・ チーム担任制の導入等により業務負担の分散化を図り、柔軟な働き方を推進します。
- ・ いじめ・不登校等に家庭・地域・専門機関等と連携した「チーム学校」で対応します。
- ・ 勤務時間シフト制の導入等、勤務形態に合わせた柔軟な働き方を推進します。
- ・ SC・SSWの配置、児童生徒理解や外部機関との連携についての研修等を充実します。

(4)教職員の健康サポート

- ・ 定期検診の確実な実施および再検査対象者への受診を推奨します。
- ・ 心身の健康維持のため、年次休暇の取得を促進します。
- ・ 長時間勤務職員を対象とした所属長や医師との面接指導を実施します。
- ・ ストレスチェックの確実な実施及び高ストレス者を対象とした医師との面接指導を推奨します。

7. 「学校と教師の業務の3分類」に係る施策について

文部科学省による「業務の3分類」は、平成31年1月の中央教育審議会答申で整理された枠組みで、「学校以外が担うべき業務」など業務の役割分担を明確にするために示されました。令和7年8月には、最近の課題や現場の状況を踏まえ、3分類の名称や具体例が見直され、保護者からの過剰な苦情・不当な要求への対応などについても考え方が整理されています。市としては、この3分類を踏まえ、支援の方向性を明らかにしていきます。



出典：文部科学省『学校と教師の業務の3分類』https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_06.pdf

(1) 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・地域の見守り隊を配置し、同時に通学路の安全点検を実施します。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・勝山市補導委員会による見回り活動を実施し、問題行動の未然防止に努めます。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・学校集金は口座振替をすすめ、支払いは事務職員等が行い教師の負担軽減に努めます。

・今後、公会計化の導入に向けて検討します。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・まちづくり会館や関係者間の連絡調整を推進します。
- ・ふるさと学習等で学校に協力する人材を教育委員会等で集約します。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・県PTA連合会等の文書により、過度な個別対応を求めないよう保護者等に依頼します。
- ・県主催の弁護士等の外部講師による適切な保護者対応のための研修を受講します。
- ・担当者一人に負担が集中しないようチーム学校での対応や、顧問弁護士への速やかな相談体制を構築します。
- ・事案に応じて市教育委員会が学校と連携し対応します。

(2)教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・各種調査等は事務量軽減のため、可能な限りWEBを活用した回答・集計とします。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・児童生徒の学籍・成績や教職員の勤務等を一元的に管理する校務支援システムC4thを活用します。
- ・欠席連絡や便り配布等の家庭とのやりとりを行うC4th Home& Schoolを活用します。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・更新・保守・管理は市教育委員会を通し業者に委託します。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・全小中学校の水泳学習や小学校の夏季休業中のプール開放を市営温水プールで実施します。
- ・水泳学習では、教員の指導のもと外部委託による専門的な指導者を活用します。
- ・全小中学校の水泳学習やプール開放の計画やバス発注を市教育委員会が対応します。
- ・体育館等の施設や備品については、健康体育課と連携して管理します。
- ・夜間休日の体育館施錠については、キーボックスを設置して鍵の管理を行います。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・開錠・施錠は担当を固定せず、夜間休日は機械警備を実施します。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教師の他、支援員の活用を進めます。

⑫校内清掃

- ・校時表を見直し、清掃の回数を削減します。
- ・窓ふき、ワックス掛け、校地内除草等を日々の清掃活動に組み込みます。

⑬部活動

- ・部活動において単独で指導できる部活動指導員を配置します。
- ・部活動地域展開の総括コーディネーターを配置し、平日を含めた地域展開の拡充を進めます。

(3)教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・学校の実態に応じて教師の当番制により複数のクラスの給食指導を実施します。

⑮授業準備

- ・教材の印刷等補助的な業務を学校運営支援員が実施します。

⑯学習評価や成績処理

- ・ICT機器や生成 AI を活用し、業務の負担を軽減します。
- ・学期末は下校時間を早め、成績処理の時間を確保します。

⑰学校行事の準備・運営

- ・学校行事の精選・見直しを進めるとともに、実施にあたっては、地域やPTAに協力を依頼します。

⑱進路指導の準備

- ・担当者に業務が偏らないようにチームで分担します。
- ・高校のオープンスクール等は、家族の同行に移行します。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・SCやSSW、登校支援員を配置するとともに、サポートルームなど児童生徒の居場所を拡充します。
- ・学校・家庭・専門機関等との連携を強化し、「チーム学校」の生徒支援を推進します。
- ・学校以外で学習や相談ができる青少年室での活動を活用し、不登校支援を充実します。

8. 目標

業務改善計画に基づき、教職員の働きがいと働きやすさを高めるとともに、働く喜びや楽しさを実感できる職場環境を整えます。併せて、時間外在校等時間の縮減を目指します。

学校のスクールプランに、学校業務改善や教職員の適正な勤務時間の内容について記載し、学校での取組みを促進します。

	名 称	現状[2025 年度]	目標[2029年度]
1	仕事に喜びや楽しさを感じている教職員の割合	77.8%	85.0%
2	働きがいを感じている教職員の平均評価	7.5(10段階)	8.0(10段階)
3	働きやすさを感じている教職員の平均評価	6.9(10段階)	7.5(10段階)
4	時間外在校等時間月 45 時間未満の教員の割合	64.3% [2024 年度]	80.0%
5	年間における時間外勤務時間の月平均	37時間 48 分 [2024 年度]	30時間

※1～3は 教職員対象県の WEB アンケート、 4・5は 県出退勤調査より

9. 計画の進捗管理

教職員の働き方改革や業務改善の進捗状況について、総合教育会議、定例教育委員会、校長会、教頭会などで報告するとともに、ホームページなどで公表し進捗状況を分析して次の業務改善につなげていきます。